

第5号

## すだち

発行：  
高次脳機能障がい  
徳島家族会  
住所：〒770-8006  
徳島市新浜町 3-1-60  
電話：088-662-4776

## 第5回定例会議

## 「成年後見制度をもっと身近に」

4月27日、徳島県立障がい者プラザにおいて第5回目の定例会議が開かれ、60名が参加しました。

まずはじめに、「成年後見制度」について、昼間社会福祉事務所の昼間厚子氏から「成年後見制度をもっと身近に」と題してお話をいただきました。



定例会議の様

昼間氏は、「後見制度は、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など自分で十分な判断をすることが出来ない人が、財産の取引などの契約や各種手続きをおこなう時に、一方的に不利な契約を結ばないように法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面で援助し本人の権利や財産を守ることを目的とした制度である。」と話され、「制度には二つあり、一つは法定後見制度、もう一つが任意後見制度だ。」と詳しく話されました。(二面につづく)

**定例会議  
の  
お知らせ**

第6回定例会議は、東川悦子さんの講演会です。障がいを持つ当事者や家族が、障がいにつぶされることなく生きていくことの困難な現状や、どんなふうにも手を取り合っていけるのかを見つけ出す機会にしていただければと考えて企画しました。徳島での高次脳機能障がいの取り組みがより前進することを願っています。会員のみならず多くの方々に呼びかけています。

日時 2009年7月25日(日) 午後1時～

場所 徳島大学医学部青藍講堂

講演 「日本脳外傷友の会の活動」

～いっしょにがんばりましょう～

講師 東川悦子さん(脳外傷友の会全国会議の理事長)

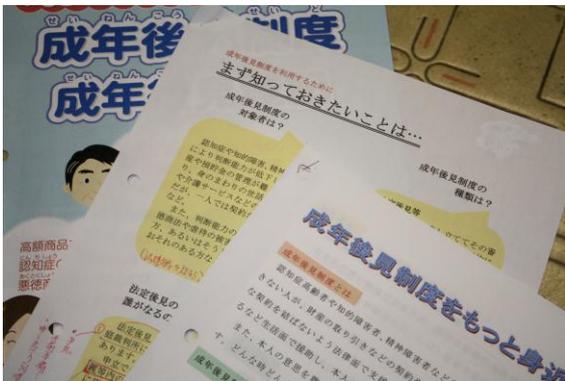
☆労働金庫助成事業から助成

また、北條誠一氏(阿南共栄病院ソーシャルワーカー)による「社会的技能、人とつきあうためのコツとは」という講演がありました。「ソーシャルスキルは、やり方を学びトレーニングを積むことで、誰もが習得し磨くことができます。」として、参加者で実践をしながら学びました。徳島大学の看護学生さんも20名ほど参加し、北條氏のリハビリ集団指導にも参加してくれました。



(講演をする北條氏)

## 成年後見制度とは



認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても自分ではこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断できずに契

約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護するため一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度です。

### 内容

成年後見制度は、大きく分けると、法廷後見制度と任意後見制度の2つがあります。また、法廷後見制度は「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できます。判断能力を欠く状況にある者を対象とします。後見開始の審判の請求権者は本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人または検察官です。なお市町村長も65歳以上の者、知的障がい者、精神障がい者につきその福祉を図るため特に必要があると認めるときは、後見開始の審判を請求することができます。家庭裁判所の後見開始の審判により後見人を付すとの審判を受けた者を成年後見人、本人に代わって法律行為を行う者として選任された者を成年後見人とよびます。家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは職権で成年後見人を選任します。未成年後見人は一人でなければならないのに対し、成年後見人は複数の者が選任されることがあります。任意後見制度は、判断能力が十分うちに候補者と契約します。制度は民法に基づき家庭裁判所が行います。

## 高次脳機能障がい者の就労支援などについて 労働局・ハローワークと懇談を行う

7月1日、高次脳機能障がい徳島家族会(すだち)は、徳島労働局と高次脳機能障がい者の就労支援制度等について懇談を行いました。家族会からは岩垣会長ら役員が出席、労働局側からは職業安定部職業対策課とハローワークから4氏が対応しました。

対策課からは、徳島労働局職業対策課作成の「高次脳機能障がい者の情報交換会資料」に基づき説明があり、①障がい者全体の職業紹介状況、②就労登録状況と産業別・職業別・規模別の就労状況、③ハローワークにおける障がい者の就労支援の内容、④「ふれあい就職面接会」として障がい者の就職面接会を行い成果が上がっていること等が話されました。

家族会からは、一昨年に家族会を結成して以降の報告をしました。

また家族会からの意見、質問として、①障がい者全体の職業紹介状況は理解できるが高次脳機能障がい者の就労実態はどうか。②職業紹介状況と合わせて定着状況数はどうなっているか。③障がい者全体数を対象に支援体制をはかるべきでないか。④在宅就労支援の実態は？

⑤職場適用援助者(ジョブコーチ)はどんな現状か、等が出されました。

それに対して行政側からは、①高次脳機能障がいという病名はこの4月に今の職場になってはじめて知った。県当局が出している啓蒙パンフは承知していない。県と国の行政は違います。②ハローワークは職業紹介の場であり定着状況は調査していない。賃金については、「最低賃金」は説明するが、後は当事者間の契約だから承知していない。③ハローワークは就労の紹介であり登録した者のみの把握です。④在宅支援は現在行っていない、という内容でした。

この懇談を通して、まだまだ行政に理解を求めていく必要があることを痛感しました。今後もこうした懇談を持つことで終了しました。

### Fさんの作品紹介



《グラスデコ》

《小物編み》



《竹細工》



Fさんは、交通事故で「高次脳機能障がい」が残ったにもかかわらず、訓練を重ね細かな作業を丁寧にこなし、その作品を仲間に配布し喜ばれています。その姿は「がんばればできる」ことを身をもって訴えています。

作品は、昨年の高次脳機能障がい医療講演会でも参加者全員に配りました。また今年になってからも他の健常者との共催で、ギャラリー喫茶で作品展を開催しました。切り絵・七宝焼き・グラスデコ・竹細工、小物編み・ロールピクチャーなど芸術作品ともよべる数々の作品は、多様な訓練に励んできた努力の成果です。それと訓練施設の支援、それに何よりも家族の支えが大きかったと思います。

## 資料 障害者自立支援法

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、障害者基本法の基本理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法、その他障害者及び障害児福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は、社会生活が営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (市町村等の責務)

第二条 市町村は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一、 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該所在地の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 二、 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、ならびに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 三、 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるような必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一、 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 二、 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。
- 三、 障害者等に関する相談及び権利の擁護のために必要な援助を行うと共に、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

第三条 すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

#### (定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者のうち十八歳以上である者をいう。

- 2、この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者をいう。
- 3、この法律において「保護者」とは児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。
- 4、この法律において「障害程度区分」とは、障がい者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。(以下次号掲載)

《お知らせ》 高次脳機能障がい徳島家族会の連絡先が次のように変更になりました。

(住所) (〒770-8006) 徳島市新浜町3丁目1-60

(電話) 088-662-4776